

平成 25 年度第 1 回岩手県子ども・子育て会議

日 時：平成 25 年 12 月 20 日 (金)

14:30~16:00

場 所：岩手県水産会館 5 階 大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 会長及び副会長の選出

5 議 題

- (1) 岩手県子ども・子育て会議について
- (2) 子ども・子育て支援新制度について
- (3) その他

6 そ の 他

7 閉 会

岩手県子ども・子育て会議出席者名簿

【委員】

区分	分 野	所 属 団 体	職 名	氏 名	備考
保護者	子どもの保育所保護者	(社福)あすなろ会 かがの保育園・保護者会	会 長	山本 学	
	幼稚園保護者	岩手県私立幼稚園PTA連合会	会 長	晴山 千賀	
	小学生保護者	岩手県PTA連合会	副会長	五十嵐 のぶ代	
支援事業者	中学生保護者	岩手県PTA連合会	副会長	熊谷 義弘	
	子ども・子育て支援事業者	岩手県社会福祉協議会・保育協議会	会 長	藤本 達也	
	教育	日本保育協会岩手県支部	支部長	中村 美喜子	
子育て支援	岩手県私立保育園連盟	会 長	佐藤 清水	佐々木 政弘	
	NPO法人いわて子育てネット	副理事長	両川 いづみ		
	健全育成	岩手県学童保育連絡協議会	事務局次長	橋本 有紀	
福祉	岩手県社会福祉協議会・児童館部会	副部会長	熊谷 幸一		
	岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	米田 ハツエ		
	岩手県児童養護施設協議会	副会長	佐々木 賢三		
経験者	岩手県母子寡婦福祉連合会	会 長	松本 笑子	欠席	
	岩手県立大学社会福学科	教 授	遠山 宜哉		
	盛岡大学短期大学部	教 授	大塚 健樹		
その他知事が認める者	大 学	岩手県立大学社会福学科	教 授	高橋 千代子	欠席
	行 政	釜石市	子ども課長	澤口 寿	
	教 育	岩手町	町民課長	藤川 ひとみ	欠席
保健医療	岩手県小学校長会	大慈寺小学校長	佐藤 嘉彦		
	岩手県中学校長会	常任理事	吉田 耕太郎	欠席	
	岩手県医師会(小児科)	常任理事	山口 淑子		
労 働	岩手経済同友会	専務理事	鈴木 修	欠席	
	日本労働組合総連合会岩手県連合会	会 長	豊巻 浩也	欠席	
報 道	岩手朝日テレビ	総務部副部長	小野寺 洋美		

【事務局】

部局名	課室名	職名	氏名
保健福祉部		部長	根子 忠美
		副部長兼保健福祉企画室長	浅沼 康揮
児童家庭課		総括課長	菅野 咲也
		健全育成担当課長	高橋 一志
		少子化担当課長	宮野 洋子
		主任主査	菊地 浩記
		主査	小田島 玄
総務部	法務学事課	私学・情報公開課長	岡崎 幸治
		主任	高橋 晃進
教育委員会事務局	学校教育室	主任指導主事	飯岡 寛太郎

資料 1

岩手県子ども・子育て会議について

1 岩手県子ども・子育て会議の概要

- 条例名：岩手県子ども・子育て会議条例（公布日：平成 25 年 10 月 11 日）
- 所掌事項：子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）第 77 条第 4 項各号の規定による。
 - ・県子ども・子育て支援事業支援計画に關し意見を聽取すること。
 - ・県における子ども・子育て支援に關する施策の総合的かつ計画的な推進に關し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

- 委員：30 人以内、任期 2 年（再任可）、子どもの保護者、子ども・子育て支援に關する事業に從事する者、子ども・子育てに關し学識経験のある者、その他知事が必要と認める者から選定
- 部会：必要に応じて設置 ※計画部会（仮称）を平成 25 年度設置予定
- 施行期日：平成 25 年 11 月 1 日

2 委員構成について

県が策定する「県子ども・子育て支援事業支援計画」（以下、「県支援計画」という。）については、保育・教育のサービス提供体制のみならず、子育てにかかる人材確保策や社会的養護施策、ひとり親家庭支援、ワーク・ライフ・バランス推進（任意）等の子ども・子育て支援施策全般を記載することとなつているため、関係団体等から委員を選定したもの。

3 県子ども・子育て支援事業支援計画の策定

支援法第 62 条の規定により、平成 26 年度中に同計画を策定するものであり、内容は次のとおり

■県子ども・子育て支援事業支援計画記載事項（国の基本指針に基づくもの）	
①区域の設定、②学校教育・保育の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期、③学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容、④従事者の確保及び資質向上のために講ずる措置、⑤専門的な知識及び技術を要する支援施策の実施、実施を図るために必要な市町村との連携（児童虐待防止対策充実、社会的養護体制充実、ひとり親家庭自立支援推進、障がい児支援施策充実）	必須
①広域調整、②教育・保育情報の公表、③ワーク・ライフバランスの推進に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携、④その他	任意

4 今年度のスケジュール（予定）

- ・H25 年 11 月 1 日 条例施行、会議設置
- 12 月 20 日 第 1 回岩手県子ども・子育て会議開催（会議設置の趣旨説明、新制度の説明等）
- ・H26 年 2 月中旬 第 2 回岩手県子ども・子育て会議開催（部会の設置、いわて子どもプランの評価、市町村ニーズ調査結果の確認等）

岩手県子ども・子育て会議及び計画部会の開催スケジュール（案）

【平成 25 年度】

区分	12月	1月	2月	3月
子ども・子育て会議	第1回 ・会議について ・新制度について		第2回 ・部会の設置について ・いわて子どもプランの評価について ・市町村ニーズ調査結果について	(量の見込みを国に報告)
計画部会				
市町村			・教育・保育の量の見込みを検討、県に報告	← 確保方策検討 →

※プラン作成に当たっては、庁内関係部局において検討作業を並行して実施

【平成 26 年度】

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
子ども・子育て会議				第1回 ・素案報告		第2回 ・中間案報告		第3回 ・計画案報告			第4回 ・最終案報告	(計画策定、国に提出)
計画部会 (仮称)			第1回 素案審議			第2回 中間案審議	(ハブコ実施)	第3回 ・計画案審議		第4回 最終案審議		
市町村	— 確保方策検討 —→					中間案を県に報告						・計画を県に提出

(参考) 関係法令

- 子ども・子育て支援法（抄）
(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に關し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に關し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に關し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に關し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに當たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるものほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に關し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に關し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に關する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘査して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に關する体制の確保の内容
 - 三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に從事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に關する事項
 - 四 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に關する施策の実施に關する事項
- 五 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に關する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定による協議に係る調整その他市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
- 二 教育・保育情報の公表に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であつて子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならぬ。

6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

資料2

子ども・子育て支援新制度について

1 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（※）に基づく新たな制度である「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）は、消費税率引上げによる增收分を財源として確保し、消費税率引上げの時期を踏まえて、早ければ平成27年度から本格施行される。

新制度では、子ども・子育て支援関連の制度・財源・給付を一元化して新しい仕組みが構築され、質の高い教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることとされている。

※：子ども・子育て関連3法

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

2 新制度における今後の人子ども・子育て支援施策

- 認定こども園、幼稚園、保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付（施設型給付）と小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付（地域型保育給付）が創設される。
- また、給付と併せ市町村が地域の実情に応じて実施する延長保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブ等の事業（地域子ども・子育て支援事業）により、子ども・子育て支援を充実させていく。

3 新制度における県、市町村等の役割

- 市町村は、子ども・子育て支援の実施主体としての役割を担い、潜在ニーズを含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定する。
- 県及び国は実施主体の市町村を重層的に支える役割を担うこととされており、県では、これまで市町村が実施する保育所整備に対する補助等を行ってきたほか、本年度6月補正予算において、保育士人材確保を図るための研修事業や潜在保育士の就職支援等を行う保育士・保育所支援センター設置事業を実施するための予算措置を行うなど、市町村支援の充実に努めている。
今後においても、新制度が円滑に実施されるよう、市町村等に対し必要な助言や支援を行うこととしている。
- また、県は、国の基本指針を踏まえて「県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することが義務付けられており、計画策定に当たっては、子育て当事者等の意見を反映させるため、「岩手県子ども・子育て会議」を平成25年11月条例設置した。

4 岩手県子ども・子育て会議

(1) 所掌事項

- ・ 県子ども・子育て支援事業支援計画の策定等に際し、意見を聴取すること。
- ・ 県における子ども・子育て支援に関する施策の総合かつ計画的な推進に関する事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(2) 委員構成

子どもの保護者、子ども・子育て支援事業者（幼稚園、保育園等）、学識経験者、その他（市町村、保健医療、経済労働団体等）

5 県子ども・子育て支援事業支援計画

(1) 計画の期間

平成 27 年度を始期とする 5 年間

(2) 記載事項

① 必須記載事項

- ・幼児期の学校教育・保育に係る需要量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ・幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策
- ・社会的養護に係る事業、障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業
- ・人材の確保・資質向上

② 任意記載事項

- ・市町村の業務に関する広域調整
- ・特定施設・事業者に係る情報の開示
- ・職業生活と家庭生活との両立に関すること

6 県これまでの取組

- 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の策定（平成 25 年 11 月）
- 市町村、子育て支援関係者等との意見交換会の開催
- 県民等への周知
- 庁内新制度施行準備連絡会の設置

7 県の今後の取組

- 県子ども・子育て支援事業支援計画の策定（平成 26 年 9 月中間的取りまとめ、平成 27 年 3 月策定）
- 新たな幼保連携型認定こども園の認可基準等の策定（平成 26 年 6 月議会定例会に認可基準条例案を提案予定）
- 制度施行に向けた実施体制の整備
- 県民等への周知

8 その他（市町村の取組）

- 市町村版子ども・子育て会議の設置
- 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定
- 各種基準（条例）の策定（地域型保育事業の認可基準、確認を受ける施設・事業の運営基準、支給認定基準、放課後児童クラブの設備運営基準）
- 制度施行に向けた実施体制の整備
- 住民等への周知

子ども・子育て支援新制度の概要①

子育てをめぐる現状と課題

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の
学校教育、保育の
総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善
・待機児童の解消
・地域の保育を支援

地域の子ども・子育て
支援の充実

課題解決に向けての取組

■認定こども園の普及

- 認定こども園：幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設
- 設置手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などによりその普及を進める

【認定こども園の主なメリット】

- 保護者が勤いている、いないにかかわらず利用できる
- 保護者の就労状況が変化しても、継続して利用できる
- 認定こども園に通っていない子どもの家庭も含め、子育て相談、親子の集いの場などの子育て支援を受けることができる

■待機児童解消のための、保育の受入れ人数の増

- 地域ニーズを踏まえ、市町村が認定こども園、保育所などを計画的に整備
- 地域型保育(家庭的保育、小規模保育など)への財政支援(地域型保育給付)を新たに行うことで、多様な保育を充実

■子どもが減少傾向にある地域の保育を支援

- 地域型保育給付により少人数の保育施設などの安定的な運営を支援し、身近な地域での保育機能の確保
- 地域型保育の拠点は、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設することで、地域の多様な保育ニーズに対応

■地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実

- 支援例
 - ・親子が交流できる拠点の設置数増加
 - ・一時預かりの増加
 - ・放課後児童クラブの増加(対象を小学校6年生まで拡大)

新制度施行までのスケジュール

平成24年度

子ども・子育て
関連3法成立

平成25年度

子ども・子育て会議設置
具体的な検討を行う

平成26年度

市町村での認定
などの準備

平成27年度

本格スタート

消費税率10%に

市町村、県、国の役割

【市町村】新制度の実施主体

- 保育、子育て支援のニーズの把握
- 計画的な提供体制の確保・基盤整備(認定こども園、幼稚園、保育所など)

【県・国】実施主体の市町村を重層的に支える

- 県：教育・保育施設の認可、県子ども・子育て支援事業支援計画の策定
- 国：新制度の制度設計、計画策定等に関する基本指針の策定

子ども・子育て支援新制度の概要②

給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

- 施設型給付
 - ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
- 地域型保育給付
 - ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
- 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業 等
- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育+保育+放課後児童クラブ+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
子育て支援

需要の調査・把握

市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所=施設型給付の対象※

小規模保育事業者、家庭的保育事業者、居宅訪問型保育事業者、事業所内保育事業者=地域型保育給付の対象※

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

地域子ども・子育て支援事業

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり
- ・乳児家庭全戸訪問事業等

- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業

- ・放課後児童クラブ

本格施行までの作業スケジュール

以下の作業スケジュールは、現時点での想定であり、今後の検討状況により変更、追加等の可能性が有り得る。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
主な動き(想定)				4月 消費税8%引き上げ(注1) 保育緊急確保事業実施	本格施行(注2) 10月 消費税10%に引き上げ(注1)
基本指針・事業計画	国 県 市町村	-----	会議等での検討 県事業計画の検討 市町村事業計画の検討	-----	-----
認可基準(幼保連携型認定こども園)・確認基準	国 県 市町村	-----	会議等での検討 -----	条例の検討 → 認可事務 条例の検討 → 確認事務	-----
保育の必要性の認定基準	国 県 市町村	-----	会議等での検討 -----	-----	-----
公定価格	国 県 市町村	実態調査 →	実態調査、会議等での検討 -----	骨格の提示 利用者負担の設定	-----
市町村事業	国 県 市町村	-----	会議等での検討 -----	-----	条例(注3)の検討、届出受理・事業実施準備
幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)	国 県 市町村	-----	関係審議会等での検討 地方版も順次設置	ガイドライン等の策定 認定こども園職員に対する研修等	-----
保育緊急確保事業	国 県 市町村	-----	対象事業、要綱等の検討 -----	-----	-----
実施体制	国 県 市町村	子ども・子育て支援新制度施行準備室(内閣府)	保育計画の改定(特定市町村)	保育緊急確保事業の実施	子ども・子育て本部(内閣府) 一元的実施体制を整備 一元的実施体制を整備

(注1)消費税率の引上げは、経済状況の好転が条件とされている。

(注2)本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。

(注3)地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

□子ども・子育て支援法に基づくニーズ調査の実施状況について（調査結果）

参考3

平成25年11月1日時点

市町村名	ニーズ調査実施状況			(予定含む:未定以外) 調査開始年月				備考
	実施済	実施準備中	方針未定	実施しない い	25年8月以前	25年9月～10月	25年11月～12月	
盛岡市	1						1	
宮古市		1					1	
大船渡市		1					1	
花巻市		1					1	
北上市		1					1	
久慈市		1					1	
遠野市		1					1	
一関市		1					1	
陸前高田市		1					1	
金石市	1						1	
二戸市		1					1	
八幡平市		1					1	
奥州市	1						1	
平石町		1					1	
葛巻町		1					1	
岩手町		1					1	
滝沢村		1					1	
紫波町		1					1	
矢巾町		1					1	
西和賀町		1					1	
金ヶ崎町	1						1	
平泉町		1					1	
住田町		1					1	
大槌町		1					1	
山田町		1					1	
岩泉町		1					1	
田野畠村		1					1	
普代村			1					実施しない;ニーズ調査によらず、需要量の把握が可能なため。(認定こども園1か所、小学校1校)
軽米町	1						1	
野田村	1				1			
九戸村	1						1	
洋野町		1				1		
一戸町	1					1		
合計	3	27	2	1	0	3	20	7

岩手県子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第4項の規定に基づき、岩手県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）
- (2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができます。

4 前2条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第6条 子ども・子育て会議は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に關し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮つて定める。

附 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。